

小田原市子ども・子育て会議規則の一部を改正する規則

小田原市子ども・子育て会議規則（平成 25 年 4 月 1 日制定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（会長及び副会長）</p> <p>第 4 条 子ども・子育て会議に会長 <u>1 人</u> 及び副会長 <u>2 人</u> を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（会長及び副会長）</p> <p>第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 <u>1 人</u> を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2～4 （略）</p>
<p>（庶務）</p> <p>第 8 条 子ども・子育て会議の事務は、<u>子ども若者部</u>子育て政策課において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第 8 条 子ども・子育て会議の事務は、<u>子ども青少年部</u>子育て政策課において処理する。</p>

附 則

この規則は、令和 5 年 8 月 3 日から施行する。